

明治初期の蚕種輸出過剰問題と外国人

井川克彦

はじめに

いわゆる「殖産興業の内務省段階」以前における蚕糸（貿易）政策についてのまとまった業績は、依然として日英の外交記録を主資料とした石井孝の研究に代表されると言えよう¹⁾。氏によれば、明治3年頃から横浜生糸売込商（以下売込商）の組織を利用しながら、蚕種・生糸の生産・流通を規制する中央政府の政策が進み、明治6年にその一つの集大成として生糸改会社体制が構築される。しかし、生糸改会社体制を自由貿易違反とする列強代表の外交的抗議にあい、政府は少なくとも対外的には生糸改会社政策を撤回する。大きな流れをこのように示した氏の研究は、生糸改会社以前の蚕糸政策についても、生糸改会社体制の前史として、日本と列強との対立を基本的視座としているところに最大の特徴がある。しかもその際、日本の対立相手たる列強について、各国ごとの利害の相違、外交官と外商（居留外国商人）の立場の違いはほとんど指摘されず、一枚岩の如き「列強」として叙述されている²⁾。日本側の売込商についても政府と一体となって行動すべきものとされ、外国側との共同の側面はほとんど意識されていない。

本稿は、氏の利用した外交記録を再検討し、さらにほとんど利用しなかった資料も用いて、明治初期蚕糸貿易における日本と外国の関係をより具体的に把握することを試みる。未だまとまった蓄積には達していないが、富岡製糸場や前橋製糸場の設立経緯など、既に日本と外国の協力関係を示唆する研究があり³⁾、石井孝の示した枠組みの再検討が必要とされている。また、工部省・大蔵省政策を含めてどのように明治初期の政策体系を理解するかという課題も指摘できよう。何より、氏の利用した資料群は相当膨大なものであるのに、氏の叙述はあまりにも簡単であり、多くの論点が顧みられないまま現在に至っていると思われる。

本稿の検討は以上のような問題意識に立って行なう作業の一部を成すものであり、具体的には、明治政府による蚕糸政策の原点というべき明治3年頃の政府・売込商と列強代表・外商との関係の解明に限定される。再検討する主資料は、日本の『外務省記録』のうちこの時期の蚕糸貿易政策に関わる「伊国雑件」「独仏英米雑件」「取締雑件」（略称⁴⁾、および英国外務省文書 F. 0. 46 およびいわゆるコマーシャルレポート（以下 CR）、石井のほとんど使わなかった資料は横浜居留地発行英字新聞の“The Japan Weekly Mail”（以下 JWM）と（横浜外国人）商業会議所の議事録・（半）年報（以下 MNT）である。以下、一ではアダムズ第一回蚕糸地方調査旅行後に

行なわれた日英会談、および当時の売込商の外交政策における位置付け、蚕種輸出をめぐる英国と対照的であった伊国外交の基本路線を再検討し、二では会談を受けて政府が行なった蚕糸関係布告の経緯・意味を検討する。三では、外商が組織的に行なった生糸改良勧告に際しての外国側の内部対立を描出する。以上で扱う主たる時期は明治3年1月から4年6月だが、3年8月の蚕種製造規則公布後の伊国と政府との交渉については他日を期したい。

一 アダムズ・伊達会談とイタリア外交

1 アダムズ・伊達会談

明治3年1月8日(1870.2.8)、民部卿伊達宗城と外務卿澤宣嘉は、英国公使館書記官アダムズ Adams, Francis Ottiwell と日本生糸改良について会談を行った。この席上、アダムズがその方策として器械製糸の導入を勧奨したこと、日本の蚕種製造過程における問題点として(蠅の)蛆による害を説いたことが既に指摘されている⁵⁾。しかし、この会談に関する論点はこれらに尽きるものではない。以下、あらためてこの会談の内容と前後の経緯を追跡してみたい。

会談の直接の提起は英国側からなされたものであった。会談前日に英国公使館から外務省に出された書簡には、「…日本蚕之儀ニ付民部卿閣下えアダムス氏我公使之命ニより明日午後第三字其外務省ニ於て御面晤致度存候。猶又其砌澤外務卿閣下ニも御出席被下候様いたし度旨申聞候間…」⁶⁾とあり、公使パークス Parkes, Sir Harry Smith 直々の指示であること、蚕糸貿易政策に関して民部省への働きかけを主眼としていたことが明らかである。

会談に至るまでの流れは次のようなものであった⁷⁾。

外商の組織する商業会議所は、明治元年に日本商人に生糸改良を勧告する印刷物を配布し、翌年には不正蚕種調査の特別委員会を設置して諸列強外交代表への具体的働きかけを行っていた。これを受けて伊国公使デ・ラ・トゥール De la Tour は不正蚕種の調査を日本政府に行わせ、日本の蚕種サンプルを入手し⁸⁾、翌2年には居留伊国商人とともに上武州の蚕種主産地の調査旅行(1869.6.8~6.11)を実施した⁹⁾。またアダムズも横浜の外商らと共により広範な蚕糸地域の調査旅行(1869.6.22~7.6)を実施し、詳細な報告書(アダムズ第一報告書、作成日付1869.8.7=明治2年6月30日)を作成した。アダムズ内地調査旅行の内容については既成論文に譲るが¹⁰⁾、何よりも注目されるのはアダムズらの調査に、日本政府が極めて協力的な態度を取ったことである。すなわち、明治初期を通じて外交問題の一点となる内地旅行を非外交代表としてのアダムズらに許可したこと¹¹⁾、がその最たるものであった。

次に、この1月8日の会談の内容を再確認したい。従来その内容を記した「対話書」の全文が示されたことはないようなので本稿末に翻刻した¹²⁾。以下、従来注目されなかった点の指摘を主とする。

第一に、会談において日本側はいくつかの具体的約束をした。後述するように、後日この点をめぐって外務省と民部省の間での意見の衝突が起こる。アダムズは内地の蚕種製造過程における蛆害が甚大であると主張し¹³⁾、これを農民に周知せしめる冊子の印刷・配布を提案し、日本側はアダムズの論を印刷(「上木」)し「布告」という形で刊行することを約束した。

第二に、アダムズはこの政府刊行物を英国公使館が受け取り、さらに横浜居留外商→横浜商人

(売込商) →内地商人・生産者というルートで配布することを提案し、日本側もこれを了承した¹⁴⁾。会談においてこのような日英の共同行動が提起され、日本側があっさり同意した点にも注目したい。

日本側について言えば、会談の中心は民部卿伊達であったと思われるが、この共同行動の主たる担い手も国内蚕糸行政を主管する民部省であった。この会談に先立って、横浜売込商、渋沢栄一ら民部省官員、アダムズら英国外交官、横浜居留外商の間に一定の交流があったと考えるのが自然であろう。とくに生糸改良を目指しての売込商と外商との協調¹⁵⁾を前提にして、印刷物配布が計画されたのである。

2 明治初期外交における横浜商人

当時既に、横浜商人とりわけ生糸売込商の組織は外交交渉の中で特別に位置付けられていた。再び前を振り替えることになるが、この点について外交記録を確認しておく¹⁶⁾。

輸出蚕種への課税をめぐる外交交渉は、維新政府が外交を始めた直後から始っていた。元年7月には、輸出税に付加される内地税は1866年改税約書第五条の違反だとする列強に対し、日本側は「蚕卵紙神奈川ニ於て壹枚ニ付別段三匁之運上」徴収は従来から行ってきた行政による「通路并川橋等修造」のためであり、「蚕卵紙ニ限らず諸産物酒醬油材木等之品ニ至る迄外国輸出之品も國中運輸仕用之品も皆内国ニおるて諸雜費之為め同様之運上取立来り居候」と反論した¹⁷⁾。詳細は不明だが、遅くとも元年11月以前に、輸出税以外に徴収される輸出蚕種への課税は貿易品一般への「別段元高ニ応し五厘ノ運上」に包括されたく、これへの英仏からの批判に対する外国官の回答によれば、次のような経緯であった。すなわち、「去春以来我政府戦争之用途過分之折柄天皇東幸相成更ニ入費多分ニ付、我国中之府藩県え献金申付、神奈川県えも十五万両一時ニ差出候様申付」けがあり、神奈川県はこのうち「十万両丈商賈え申付献金可致申論」したが、「一時ニ差出候而是難渋之趣商賈より申出」があり、「他処之商賈而已献納いたし横浜之者を免し候訳無之、若租税之形ニ而取立候義条約面に触候ハ、一時献金為致可申哉、併一時献金之法ニ依り候而是商賈向益不都合ニ陥り可申」という事情を鑑み、「此度之法」、すなわち横浜商人による貿易品への0.5%徴収の方法を採用した、というのである¹⁸⁾。

『横浜沿革誌』によれば、元年8月に横浜の「町会所」に「歩合所掛り」が新設され「従前、総年寄・名主に於て取扱」っていた業務を引き継ぎ、次いで、2年1月には「商人会所(本町一丁目一番地の内)」が設置されたが、この組織によって「明治元年十一月、御東幸に付国恩の為め、横浜商人より金十五万両を献納せんとのことによりて起」った「貿易品歩合金」の徴収が始まり、それが明治4年6月まで続いた。また同じく2年1月に「横浜元町商人より貿易品売込金高の七厘を徴収」する「元町歩合金」も始った(4年7月廃)¹⁹⁾。この(東幸費用)「歩合金」徴収への外国代表の批判はこの後の日本側外交記録に見当たらず²⁰⁾、その徴収が少なくとも4年までは継続されたとすれば、横浜商人らの組織は外交交渉によって否定されることなく活動を続けたことになる。

明治2年9月、横浜商人組織に日本政府はさらに新たな意味を付け加えた。

2年8月7日(1869.9.12)、伊国公使デ・ラ・トゥールは、「今年蚕種紙売買之約定より不都合之義色々出来候」「日本の商人より伊太利商人え種紙売渡約定儘ニ取極置、及其期限無謂約

定面ニ相背き候故、我商人右約定通り致度旨屢々申出、又右違約ニ付而は相当之償ひ申請度杯と毎度訴出候」と苦情を述べ、「日本商人商法を固く守り且是迄伊太利商人と約定之件々を遂候様之御所置」を日本政府に要求した²¹⁾。外務省からこの件を照会された神奈川県外務大少丞は「今年之蚕卵紙ニ付伊太利人より訴訟指向無之」ことをまず延べ、さらに次のように蚕種の取引状況を分析した。

…御国人之内身元薄之者共身上不相当之品売込之約定いたし候故、金融差支見込通難買付、終ニ違約相成候義ニ而、身元慥成もの人撰之上手合いたし候ハ、違約之義可少、併遠路掛隔候土地より取寄候品ニ付、先々於て事情無余儀差支も有之義ニ而必ず違約不相洩とは難申候得共、身元慥成者ニ候ハ、違約相成候とも彼方迷惑不相成様之仕法も可相立哉と被存候。就而は身薄之者之取引は差留、身元慥成者而已にて取引いたし可然哉ニ候処、右様相成候而は取引之道甚狭く窮屈ニ相成不都合は不及申、身元慥成者といへとも多分之約定取結候様ニ而は自分金融ニも差響、終ニ違約を生し候基ニも可相成哉、詰り外国人共約定取結ひ候節彼方於て慥成るものを人撰いたし請人證人連印之證書取置候ハ、不都合も有之間敷、併政府於て人撰之上彼え差示候様ニ而は請合候も同様ニ而、違約之節政府え事を引請候様成行候義ニ付、右等之所置は難及之事ニ有之候間、此上は外国人引合之約定違変不致様開港場人民え厳重触示候外致方無之義と存候…²²⁾〔句読点・下線引用者、以下同じ〕

これを受けて外務省は9月17日、「当今右取引ニ付貴国商人より何等口情訴出候ものも無之旨申越候」としながら、当面の改善策として「近頃横浜港ニ而我商人公会を結び致貿易候者有之候間、右社中之名を以約束いたし候ハ、間違出来候義ハ有之間敷、若右ニ而違約之義有之候ハ、其償方は社中ニ而引受可申義ニ付、可成丈右社中之者等と取引いたし候様貴国商人へ御示諭相成候方可然と存候」と伊国公使へ回答したのである²³⁾。

このように横浜商人の「商人公会」は、商取引にプラスをもたらす組織として、外交交渉において表明されたのであった。当然、1866年1月4日に横浜の外商が組織した商業会議所が日本の官民関係者の念頭にあったであろう。

さてアダムズ・伊達会談に戻ると、日英双方が確認したところの、アダムズの建言を内容とする政府刊行物の配布に際して予定された横浜商人とは、このような「横浜公会」ないし「商会所」（「商人会所」）のメンバーであった²⁴⁾。この印刷・配布についての日英合意は、外商と売込商組織・民部省との一連の協調行動の一里塚とも言うべきものと解される。

3 蚕種輸出をめぐる日伊交渉

明治3年1月8日会談の約半年前に作成されたアダムズ第一報告書は、生糸製造過程における粗製濫造とともに、原料繭不良化をもたらす過剰な蚕種輸出が日本生糸粗悪化の大きな原因であること（以下「蚕種輸出過剰説」と呼ぶ）を強調した。同時に同書は、前者に関して器械製糸導入を勧奨し、後者に関わる特殊だが重要な問題として蚕種製造過程における蛆害を強調した²⁵⁾。

紛らわしいが、アダムズはさらに新たな情報を入手して第二報告書を作成した。印刷物として今日処々に残っているアダムズ第二報告書の作成日付は1870. 1. 12（明治2年12月11日）、会談の約一ヵ月前である²⁶⁾。その内容は、横浜において伊国商人ピアッティ M. Piatti が行なった日本蚕種の実験の結果を聞き、蚕種蛆害説をさらに精緻化し、再度、蚕種輸出過剰説と器械製糸

導入を説くものであった²⁷⁾。

両報告書と前述の会談「対話書」の内容を照合すると、さきの会談でアダムズが主張した内容は両報告書の内容を含むが、蚕種蛆害説と器械製糸導入の具体化に論を進めたものであることが分かる。「対話書」に大きな論点の遺漏がないならば、本質的により大きな重要性を有する蚕種輸出過剰説そのものについては双方とも触れていない。つまり、日本側は既にアダムズ第一報告書の内容を知っていて、蚕種輸出過剰説については明治2年中に日本側も同意する形で決着が付いていたと思われる。

このような推測を補強するのが、次に検討する会談後の日伊交渉の経緯である。

明治3年1月14日(1870.2.14)、外務省において伊国「公使館事務取扱兼領事」のロベッキ Robecchi, C. C. が蚕糸問題について寺島外務大輔と会談した。

ロベッキは、話し合いたい事柄は「横浜表商社仲間蚕卵紙之義」だとして、「貴国商人売込問屋共衆議仕候ニは、信州常州奥州辺ニ而当年蚕卵紙輸出之義は八九十万枚を限り其余は御差留相成、壹枚ニ付代銀五六ドル位之売込度事を取決、政府え願立候由ニ付、最早右之段願出候哉」と尋ねた。要するに売込商が国内蚕種の横浜出荷量ひいては輸出量を削減しようとする組織的に運動して政府に出願しているとの情報を得て、その真偽を確認に来たのである。寺島が「願立有無は承知不致候。右等は大蔵省管轄ニ候間、其段右省え問合可申候」「未だ右件之商人共より願立之有無は承知不仕候間、問合、願書等差出候は、其段猶又可申進候」と答えてこの件をペンディングにすると、ロベッキは、蚕種が去年は1枚5ドルにも高騰し伊国商人が困却したと述べ、「種紙ニ而売買致し候よりは糸ニ製し候上売込候方余程利益も有之由唱候者も有之候由伝聞仕候」と切りだして、生糸輸出より蚕種輸出の方が日本の利益になることを価格モデル計算の数字を挙げつつ力説した。つまり、蚕種輸出制限に論理的に帰結する蚕種輸出過剰説への反論を試みたのであった。この会談の際、寺島が「相場之義は品之有無にも関係いたし殊ニ商社仲間引合之事故、廉不廉之義は此方ニ於ては管せざる事ニ候」と、政府の不関与という文脈において横浜の「商社仲間」の活動を支持するかの如き発言を公にしているのも注目される²⁸⁾。

5日後の1月19日、ロベッキは交渉を推し進めるべく、(1870.1.29 JWM に所載された)アダムズ第二報告書を名指してその蚕種輸出過剰説を批判する内容の意見書を送付し、その際の書簡において、再度、売込商からの出願の有無、および「当年輸出之蚕卵紙多寡取極別段目印付候一件」についての「政府より御下命」の有無を問いただした。見落とすことができないのは、この時、「別段目印付」という表現が使われたことであるが、これについては後に検討する²⁹⁾。

このロベッキ意見書の要点は、①価額計算を示して生糸輸出より蚕種輸出の方が利益になる、②輸出向けの蚕種製造は国内向けの(製糸原料繭生産用の)蚕種製造とは別個に行なわれているので日本生糸粗悪化とは無関係である、という主張であった。②の論拠として彼が指摘したのは、蚕種輸出が本格的に始まった1864年以降蚕種輸出が急増したが、日本の生糸輸出量は大きく減っていない、という点のみであった。産業構造に全く触れない論理展開であり、そもそも②が成り立つならば①の主張は意味をなさない。①の論拠としては、彼は表1のようなモデル計算を示した。当時蚕種輸出の方が生糸輸出より大きな収益を日本および生産農民にもたらしたことは否定できない。そのために生糸輸出量が停滞する中で蚕種輸出量が増大したことは確かであろう³⁰⁾。しかし、生糸粗悪化による生糸収益の減少についてロベッキ意見書は全く触れていない。

表1 ロベッキ意見書による蚕種輸出と生糸輸出の利益

	繭から蚕種を製造して販売する場合	繭から生糸を製造して販売する場合
A	繭 16kg → 蚕種 20 枚=40 ドル 〔繭 0.21 貫→ 蚕種 1 枚=2 ドル〕	繭 16kg → 生糸 1kg=16.6 ドル 〔繭 256 貫→ 生糸 16 貫=1000 ドル〕
B	繭 10.7 貫 → 蚕種 20 枚=40 ドル 繭 0.14 貫→ 蚕種 1 枚=2 ドル〕	繭 12.5kg → 生糸 1kg=10 ドル 〔繭 200 貫→ 生糸 16 貫=600 ドル〕

出典) A:「伊国雑件」, B:井川克彦 [2003].

注) 上段は本文の伊国外交官の意見書中の数字, 下段は 1875 年にジャクモの揚げた数字. 但し, 分かりやすいように単位換算した. [] 内は目安のため同一の比率で計算したもの.

生糸粗悪化がなければ生糸単価はずっと上昇する筈だとする蚕種輸出過剰説に立てば, 蚕種・生糸収益の差は全く逆の意味を帯びるのである³¹⁾. 要するにロベッキの意見書の蚕種輸出過剰説批判は, 極めて説得力の小さいものであった.

明治3年2月2日, ロベッキは澤外務卿・寺島外務大輔に書簡を送り, 「蚕種之義追々其時期ニ至り候間, 当年は其数を限り内地より輸送可致旨生糸を産出する州郡之生糸を産業とするもの等へ御触渡し有之候欵, 或は然らされは其高自然定限致候様之御処置有之度旨日本商人共より貴国政府へ建言之願書差出候との義は実話ニ有之候哉」と返答を督促した³²⁾.

民部省へのロベッキ意見書を添えての照会を経て外務省が伊国に回答したのは, さきの日伊会谈から一カ月後の3年2月18日(1870. 3. 19)で, 次のような文面であった.

…当省之取扱に無之とより他省え問合せ彼是往復に時日を費し, 今日に至り不本懐之至りニ候. 右蚕卵紙ハ全く作高ニ定額を極め, 余は製停致させ候と申義ハ決て無之, 則別紙民部省より布告相成候ニ付, 此趣ニ付て御疑惑被成候義とも被察候間, 右写為御心得差進申候…³³⁾

この書簡に添付された「民部省より」の布告の写しを, 外務省は前日の17日に民部省から受け取っている³⁴⁾(後述). 既に指摘があるように, この1月13日の明治3年第33号布告は, 蚕種取締鑑札制実施を前提として鑑札交付予定者の調査を各藩県に命ずるものであり, 半年後の8月に公布される蚕種製造規則を予告しそれに備えるものであった. 念のために布告文を引用しておく.

明治三年第三十三号 正月十三日 (民部省)

蚕糸渡世ノ者, 近来漫リニ相成, 夜付其他証 [セイ] 合不宜品製作売捌イタシ, 夫カ為メ中外商人破産ノ者不少, 右製作人共後日可相糺節出所不相分差支候ニ付, 向後為取締, 鑑札へ紙数ヲ記シ相渡候筈ニ候条, 其意其藩県支配中貿易所へ可差廻分, 総員数凡目当並ニ受取候名前共, 早々取調, 来二月二十日迄ニ通商司へ可申立事³⁵⁾

蚕種生産制限を行なうものではないとする日本側の回答に接し, 3年2月30日(1870. 3. 31), ふたたびロベッキは外務大丞町田久成と会談した. ロベッキの主張は次の言に集約できる.

民部省御布告書添御達有之候得共, 右ニ而は難解兼ママも有之候間, 御弁解相願度, 右疑惑ヲ生し候は向後鑑札え紙数ヲ記し御渡し相成候趣, 右ニ而は紙数ニ限り有之候様相聞へ候故, 自然向後ハ蚕紙減少とハ相成申間敷哉

これに対し町田は

横浜東京市中之風聞御聞込之後ニ而ハ民部省より布告文は御疑惑御尤ニ候得共、右は鑑札え紙数認入之有之候儀は、全ク養蚕場より蚕紙之出高ヲ予め申出サセ夫ヲ鑑札え認入之儀ニ有之、蚕紙之員数ニ限ル之訳無之候得は、別段減少と申事ニは有之間敷候と一応返答し、なお民部省へ照会することを約した³⁶⁾

この直後の外務省から民部省への照会に関する記録は「伊国雑件」に残されておらず、残されているのは3年3月28日の民部省あて外務省書簡と1カ月後のそれに対する返簡である。外務省は、会談において「御尋之通、彼方へも更ニ痕跡無之故相否置」いたことを述べた後、民部省によるロベッキ意見書印刷を要請した。すなわち、「彼之親切も無下ニさし置かたく、且製品濫悪騰貴等不成様との忠告ハ尤之説ニ而、御省おゐて精々御布令可有之候得共、在上之布令ハ兎角間々實際被行かたきもの」だからとして、アダムズ報告書と同様、ロベッキ意見書も民部省において「彫刻之上コンシユルへ御送付」し「コンシユルより横浜出入之日本生糸商人え右上木候もの相渡」というロベッキの提案を伝え、それに賛意を表した³⁷⁾。

これに対し、3年4月22日付で民部省は次のように回答し、ロベッキ意見書の印刷を拒絶したのである。

…御掛合之趣領承、篤と商議およひ候処、同人申立之後、アダムズ所説上木相成候ニ付、右同様取計候様いたし度旨ニは候へ共、アタムス義ハ其所説試験ニより未発之人智拡充之一端ニも可相成義ニ候処、コンシユル建言之趣は品制濫悪騰貴不相成との忠告ニ可有之候へ共、詰り夫迄之義ニ而、智エ試験上ニ係り候儀にも無之、品制濫悪騰貴不相成との義は其筋ニ於て相心得候常ニ注意可致事ニ而、更ニ布告およひ候程之義ニは有之間敷、将在上之御布令官ニ實際ニ被行かたき義も有之ものとの事ニ候上は、官梓御布告相成候ハ、則在上と相成可申、左候へハ当人より私ニ流布為致候方却而可然欵、前文之趣を以て可然御断有之度、此段及御答候也³⁸⁾

アダムズ意見書は学術的な価値があるがロベッキのはそうではないとも述べられているが、拒絶の主たる理由は後段にある「在上之御布令官ニ實際ニ被行かたき義も有之ものとの事ニ候上は、官梓御布告相成候ハ、則在上と相成可申」にあると思われる。すなわち、実施し始めた蚕種政策とロベッキ意見書の主張が相容れないという民部省の強い主張がこの書簡に反映されていると読める。

この回答に接して、外務省もロベッキ提案の拒否を結論したらしい。さきの4月22日付け民部省よりの回答には「この伊太利コンシユル之書簡は別段返簡の遣しやうのなきものゆへ、先ツ此まゝ仕舞ひて然るへき旨宮本君ニ申聞、田辺君えも一応話し置候事。四月廿五日」という下げ紙が付されている³⁹⁾。「伊国雑件」にはこれ以降この件に関する記録がなく、伊国側へ拒否を回答した事実を確認できないが、日本政府がロベッキ意見書を印刷した事実はないようである。

以上の日伊の交渉を小括すれば次のようになろう。自国の貿易の利害が専ら日本蚕種の輸出にあると自認する伊国の外交は、蚕種輸出過剰説に立って動き始めた日本の蚕糸政策に敏感に反応し、外交を通じて蚕種輸出過剰説を否定しようとした。しかし、日本政府、とりわけ蚕糸政策を掌る民部省は、これに極めて冷淡に対応し、譲歩しようとしなかったのである。

二 アダムズ意見書と養蚕試験方布告

1 養蚕試験方布告と下問書

英国との約束を履行して、民部省は提出されたアダムズ意見書を一つの柱とする布告を出した。以下、どんな布告が出されたのか、それがアダムズ意見書とどのような関係にあるのか、という基本的な事実を確認しよう。

明治3年の蚕糸関係の布告としては、前述した蚕糸取締鑑札制実施を予告する1月の第33号に続き、2月（日付不明）に第159号と第160号が出された。

『法令全書』書載の第159号の布告は次のABCの三部分からなる。

A——主文と言える冒頭の文章で、①養蚕法が不適当なため破産者が多いので、「別冊仕法書三部宛」配布する、②「早々為相試候上、可否又ハ発明ノ説等有之候ハ、巨細可届出、且是迄ノ製法モ詳細相糺、来ル七月限り可差出」という趣旨の短い文章である。②の届出の義務について表現が曖昧だったためか、のち10月24日の第696号によって、「迂今何共不申立ハ不都合之次第ニ付」き期限を「閏十月限」に延ばしつつ督促されている。

B——主文に続き「(別冊)」とされている部分の前半。蚕糸生産者が注意して試験すべき具体的な諸点を説明した無題の文章で、Aよりずっと長い。要所を抜粋しておこう(①～⑥の記号は便宜上付したもの)。

(別冊)

①外国通商の道開けしより蚕業の利益次第に多く随て其業も盛に相成り…追々妙手段好工夫もあるへけれとも…未た其至極を得たりとはいひかたかるへし…養蚕に卵種を製すると糸を繰るとの両様の別ちありて糸を繰るは卵種を製するの利に及はずといふとも…相共に其業を勉め其理を考へ至極の処に至る様に心を用ふへき事なり…

②蚕卵を製する家の養蚕法は…繭のさなきに黒き疵を生し其さなきより蛆を生し大に其年の蚕卵出来高を減するあり…様々の病を生するもまた由し無しとはせされとも、今此蛆の如きはまたさる仔細を究むることを得ずして唯自然天然の災とのみなしたるは実に心苦しきならずや

③世の精妙を究めしというママ養蚕家の説に拠れば、此蛆の生する本は其飼ふところの桑にありて…繭となりて後其〔葉の——引用者注〕余毒を発しさなきに疵を生し蛆と成りしなるへしといへり、経験のことなれば決してさる理のあるへきなれとも、尚その理を推究めんには其蛆の因て生する所を明らめ…因て今茲に欧羅巴人勘考究理せしといふ蛆の説を記載し…当年養蚕方の試験を以て発明の事あらは手続書にて申立へし…褒賞…其者の名面を以て広く其説を天下に頒布すへし

④近来蚕舎利〔コシャリ病—引用者〕と唱へ…

⑤蚕に様々の病種あり…各種の病類あるへけれとも皆其由を審にせざるは其業を事とするものゝ怠にて…其説あらは書取を以て申立つへし、都て前條の例に従ふへし

⑥近頃二つ取といふ器械開けて…未た其器精巧ならざる故に外国人常に吾製糸の疎なるをいとひ価も貴からず、遂に蚕卵を製すると格別利益の差を生せり、されとも世の養蚕

都て蚕卵になるへきの理なく、…ぜひと此繰糸器械を開き…近々外国より其器械を求め、其製造をも伝習して…望ある者は早く名面を申立置く可し、成功の上便覧せしめ其器械を購ひ得る事をも許すへし

右の趣国々養蚕場へ不洩様布令せしむる者也

〔原文片仮名交じり、句読点引用者、段落は原文のまま〕

C—『法令全書』ではBの後ろに1行もあけずに「蛆ノ説」「生糸ノ製ヨロシカラス西洋ヨリ繰糸器械ヲ取寄スヘキ説」と題する文章が置かれている。その内容はアダムズ意見書の日本語訳そのものである（後述）。『法令全書』の記載からは、この部分も「別冊」の一部を成しているように取れる。

田島弥平家文書には、「明治三年庚午 養蚕試験方御布告」という表紙のついた刷り物の冊子があり、その中にはA部分がなく、いきなり「御布告」と書き出された後にBCがあって冊子が終わっている⁴⁰。従って、藩県あての正式な布告の形態はともあれ、布告として印刷・刊行された印刷物は別冊部分BCを冊子にしたものであろう。

いっぽう『法令全書』の第160号布告は、次のようなDEから構成されている。

D—布告の主文と言うべき次のような文章。その趣旨は第159号のA部分とほぼ同一だが、語句に異同がある。

養蚕は方今民間至要の業に候処…今般別紙布告書の通遍く養蚕場へ下問し、養蚕の方法詮議いたし候條其藩県管内不洩様布令せしめ、別紙条件に従ひ養蚕の手續取調可致申立、尤是迄蚕卵を製するを業とする輩は夫々養蚕方著述の書類も可有之ニ付、書冊紛冗に不渉して方法精悉相成候様更に斟酌を加へ、又新發明の事共無遺漏記載為致、其申立候者の名面相添、来 ママ月三十日限差出候様可致候事 但右手続書の儀（後略）〔原文片仮名交じり、句読点引用者〕

E—次に抜粋するような文章が一段下げて続く。冒頭からDに似ていて、趣旨もA同様に蚕種製造を含む養蚕について調べて申し立てよと達するものだが、末尾に「条件」と題して18カ条の調査項目を列記し、調査・申告項目を具体化している点が大きく異なっている。

養蚕は皇国至要の産業にて、…追々其術を考究して各妙手に至るへき筈なれとも、…近来養蚕場挙て其利を競ふよりして徒に他の利益を羨む者は己れ其術を精ふせず、分に超へ力に過るの蚕業を営み、却て其産を失ふに至る類間々有之哉の趣、…其學術究理の依頼標準とすへきものなき故、未熟の輩其豊凶は天与の禍福とのみ存込…各其秘訣蘊奥を吐露し、左の条件に随ひ手續書を以て可申立事

条件

一、養蚕方建築の模様、…

…

一、都て養蚕に用ゆる道具の寸法絵図並蚕となり四度の休み起りより庭起後の様子…蛾迄の処を丁寧真写したる絵図 但（略）

〔原文片仮名交じり、句読点・下線引用者、段落は原文のまま〕

さて、この二つの布告はどのような関係にあるのだろうか。

実はこの両布告に内容的に対応しながら、どちらとも文章表現が違っている布告文がさらにある。『大蔵省沿革誌』が「養蚕方法書及び下問書を頒布す」として間接話法で伝えるものである。その構成は順に、「民部省達に曰く、」として第159号布告のA部分、「養蚕方法書に曰く、」として第159号布告B部分（前記①～⑥）、「又た養蚕方法を下問する申達に曰く、」として第160号布告のD部分、「養蚕方法下問書の前引に曰く、」として第160号布告のE部分に相当する内容が、異なった文章で記されている⁴¹⁾。

以上、瑣末になったが、結論としては、第160号は、第159号の内容の一部をなしている養蚕関係の「下問」（試験・調査・申告）の内容を具体的に説明するのを主たる目的として布告されたものと思われる。そして第159号を「養蚕方法書」とか「養蚕布告」と、第160号を「（養蚕方法）下問書」と呼んだようである。

2 養蚕試験布告の英国への送付

次に、第159号・第160号布告が出され、同時にアダムズ意見書が印刷・配布される過程を、「独仏英米雑件」から確認しよう。

会談の翌日の1月9日（1870.2.9）、外務省は民部省に「昨日於当省英国書記官アタムスえ蚕卵之義ニ付御引合之対話書一冊并付属書類壹冊」を送り、「御布告出来次第摺もの」を回付して欲しい旨を伝えた⁴²⁾。「英仏独米雑件」に残されている「不列顛国アタムス蚕ニ蛆ヲ生スル云々ノ見込書」（「蛆の事」「生系不宜事并西洋より器械取よせへき事」という日本語文書がこの「付属書類壹冊」に該当するものであろう。この日本語訳文書は内容的には第二報告書の要点を記したもので、第二報告書から直接作られたものか、或は別のアダムズ意見書があったのか、判然としない。1月11日（1870.2.11）、アダムズはあらためて前述のアダムズ第一報告書2冊と第二報告書6冊を外務省へ送ったが⁴³⁾、この際の第二報告書は英国議会向け刊行物になる前段階のもので、横浜で印刷されて間もないものであったと思われる⁴⁴⁾。第一報告書は前年夏に横浜商業会議所の手によって横浜で印刷されたものが渡されたと推測できるが、この形態の第一報告書が既に前年に日本側へ提出されていたのかも知れない。

外務省はアダムズ両報告書を民部省へ送付し、1月27日に民部省は外務省へ「養蚕御布告案并話説抄録共二冊」を送付してアダムズへ渡すよう依頼した⁴⁵⁾。27日の「話説抄録」が試し刷りの日本語訳である「蛆ノ説」「…繰糸器械ヲ取寄スヘキ説」であったとすれば、別の冊子だった「養蚕御布告案」の中味は、前述の第159号布告A部分とB部分、もしくはB部分（①～⑥）のみであろう。

約1カ月後の2月23日、民部省は外務省に「養蚕試験法布告書五百冊」を送付して「英国公使館え御達方」を頼んだが、同日に外務省は、英国側がさらに500部を要求している旨を民部省に伝えた⁴⁶⁾。

この後、両省の間で英国側に渡す「養蚕試験法布告書」の内容をめぐる、トラブルがあった。

翌24日、民部省は、前日の外務省書簡に対し「…最初千部御廻申積ニ候得共勘弁致候処、英公使にて右之多数入用之筈も有之間敷ニ付、先五百部御廻申置候。乍去事実入用之数ニ候得ハ幾部ニても御廻可申候得共、可相成は五百部ニ而相済候様御商酌有之度」と回答したが⁴⁷⁾、同日、外務省は次のような書簡を民部省に送った。

(明治3年2月24日付け外務省書簡甲)

昨日御廻し相成候養蚕試験方御布告書致一覽候処、右は先頃アダムズより差出候説ニハ候得共、当省ニ而存付候廉々一応及御懸合候。右書中、表紙ニ明治三年庚午二月と有之、文中ニは当年之生糸を見るニと有之、日本養蚕人の説を聞ニ云々、日本政府、日本の人、日本商人云々、右辺之処布告文之体裁ニ無之候様被考候間、表紙ニ御布告之三字削り全アダムズ之建言ニ被成候方欵、又ハ右之御趣意を別段ニ被仰出候御布告御添ニ相成候欵ニ相成候ハ、御体裁可有存候間、英公使え差遣候義見合セ申上候。…⁴⁸⁾

つまり「養蚕御布告案」がアダムズの文章を丸写して布告として不体裁であるので、正式の布告とせずアダムズ意見書と銘記して刊行するか、アダムズの意見である旨の断り書きを布告に添えるか、すべきだと主張した。そして、もし英国側に渡した後にこのような修正が行なわれると、政府が刊行するものと英国側に渡すものとの間に文面の相違が生じるので、会談の際の約束を破ることになる、と外務省は主張し、英語側への回送を保留したのである。

しかも、この外務省書簡には、次のXY二つの下げ紙が付されている。

〔X〕 書面之儀は既ニ民部卿より御掛合済ニ付不及委細候得共、御布告書は不及御見合、早々ニ御差出有之候様いたし度、此段及御回答候也

〔Y〕 御布告ノ字ハ漢文ニテ班ノ字ニ適當致スベシ。故ニ御国内又ハ属国ヘハ御布告ノ字用ユベシ。然ルニ此刷印ノ書面ニテハ御国内ヘ御布告トモ見ヘズ、又比肩同等ノ英法ヘ向テ御布告トモ云難シ。且御布告トアル上ハ政府ノ印信ニテモ押シテ出スベキ道理ナリ。此辺如何

民部省はそのまま早く回付してくれと要請し(X)、これを見た外務省が再度布告としての体裁に問題がある点を主張したもの(Y)であろう⁴⁹⁾。

翌25日、民部省は民部卿の直接の意見として「最初片仮名ニ而取極候分と平仮名ニ而取極候分と聊文体之異同は有之候得共、於事實無差支、且片仮名之分出来ニおよひ候故、奥州カ地方え差遣可申、其他ハ平仮名之分を布告ニおよひ、尤英人え対し差而不都合無之」と主張している⁵⁰⁾。

しかし、同じ25日に民部省は「御書面江当省より付紙ニ而及御答置候、右御書面付紙之儘ノ見合ニいたし度」として、自ら「付札」した2月24日付け外務省書簡の返却を要請し、外務省はこれを承諾した。つまり、民部省は「御布告書は不及御見合、早々ニ御差出有之候様」という主張を撤回したらしい⁵¹⁾。

さて、ここで問題を整理しておこう。

第一に、2月24日付け外務省書簡の主張が意味を持つとすれば、英国側に送付すべく外務省に送られてきた「養蚕御布告案」は、日本政府がアダムズの意見を紹介・引用していることが読んでも分らないような文面であった筈である。前述のように、『法令全書』にある第159号布告の形はABCを備え、外務省が提案した選択肢のうちの「右之御趣意を別段ニ被仰出候御布告御添」の形であった。具体的に言えば、B部分には日本政府が外国人の意見書を引用する旨が書かれていた。いっぽう、外務省の指摘にある「当年之生糸を見るニ」「日本養蚕人の説を聞ニ」「日本政府」「日本の人」「日本商人」は、第159号布告のC部分「蛆ノ説」「…繰糸器械ヲ取寄スヘキ説」にある表現である⁵²⁾。したがって、2月23日に外務省が手にしたのは、「蛆ノ説」「…繰

糸器械ヲ取寄スヘキ説」に、「御布告」と書かれた表紙を付した物であったと思われる。外務省が布告の体裁の観点からこれを問題にしたのは当然であろう。

第二に、出されなかったと思われる〔2月24日付け外務省書簡乙〕によれば、民部卿から内々に「別種」の「養蚕試験方布告」と「下問一冊等」が外務省に来ている。後者は外務省によって問題にされていないが、第160号布告に当たるものであろう⁵³⁾。前者は、英国側への送付用とは異なった内容の「内地御布告」であった。確実なのは、2月25日付け民部省書簡に指摘されているように複数の文案があったことである。前述の田島弥平家文書に残されている「御布告」から類推すれば、新たに民部卿が外務省に回した「内地御布告」は第150号B部分を追加したものであったかも知れない。いずれにせよ、外務省はなお、英国側との約束の観点から、英国側に渡すべく印刷された「布告書」と、この新たな国内向けの「布告書」との相違を問題視した。また、この時点で国内に何らかの形態で第159号布告が既に出されていたこと、東北地方と他地方で異なった形態の布告が出されていたことも明らかである。

布告としての不体裁と、英国側との約束不履行という二つの問題を抱えたこの第159号布告は、結局どのようなことになったのであろうか。

27日、民部省の「渋沢租税頭」と外務省の「斎藤史生」が熟談し、結局、「蛆之説五百部表紙取除キ差進」ということで決着した⁵⁴⁾。すなわち、表紙を取って正式の布告でない形態にしたアダムズ第二報告書の要点を内容とする日本語印刷物（「アダムズ意見書」）が、外務省経由で英国側に渡されることとなった。28日、表紙が外された500部が民部省から外務省へ送付され、翌29日印刷が上がった追加の500部も送付され、合計1000部が英国側に渡った⁵⁵⁾。

3 アダムズ意見書・布告の配布と英国外交

商業会議所のMNT、横浜英字紙JWM、英国外交文書F. O. 46の外国側の記録から、「アダムズ意見書」および布告の配布過程を追跡し、これらに対するパークスの評価を確認しよう。

会議所議長マーシャル W. Marshall は1870.4.11付け書簡をもって、民部卿宛て書簡の手交をパークスに依頼した。その際、彼はこの依頼が異例であると (a somewhat unusual course) と自ら述べている。この民部卿宛てマーシャル書簡 (1870. 4. 11 付け) は、生糸粗悪化進行と欧州市場での日本糸価下落を会議所が重視していること、日本生糸の“a radical improvement”が必要なことを日本政府が内地農民に周知させてくれるように要請するものであった。今やこの問題への対処が「政府の高い権威」によって行なわれるべき段階に達しているという表現が確認できる。原文を抜粋しておく。

As the Chamber has no means of direct communication with the cultivators themselves, it takes leave to address the Government of H. M. the Mikado, trusting that His Excellency will have the goodness to bring to the notice of the inhabitants of the Silk districts, the dangers now surrounding their precious industry, and it feels assured that such a step coming as it will do with the high authority of a Government intent upon the welfare of its people, will be received with all the more deference and attention.

そして具体的な問題点として、蚕種輸出によって製糸原料繭が悪化していること、その他を指摘

した。蚕種輸出過剰説が具体的指摘の中心を占め、良い蚕種の全てを輸出せずに国内保持するよう勧奨していることが注目される。

First in importance for the production of good silk, is an *abundant supply of good Cocoons*. That these exists in Japan is indisputable, —but it is to be feared that nearly the whole of them are now used for the production of seed, and that a fair proportion is not kept for reeling.

Further, the production of seed carried to excess, exhausts the race, and while the Chamber fully recognizes the fact that Japan is able to produce seed enough to meet the wants of Europe in addition to its own, it would earnestly recommend a prudent use of this power: —and here the Chamber would make an observation which it thinks of equal importance to both Japanese and European silk growers, —namely: If Japan would retain the source of profit and wealth arising from the export of seed, and if Europe is to continue to receive this precious assistance, it is absolutely indispensable that a reserve of good seed should be retained in the country from year to year, and that the whole of it be not sold.⁵⁶⁾

この会議所書簡はパークスの指示を受けたアダムズから民部省に渡された。そして1870. 4. 25付け会議所議長マーシャル宛てのアダムズ書簡に拠れば、伊達民部卿はアダムズに会議所への謝辞の伝言を依頼したが、その際に伊達は、政府が会議所の指摘した点を認識し、蚕糸関係情報を農民に広めようとしている証として、最近印刷して蚕糸地域に配布された「布告」の翻訳を会議所に渡してくれるようにと依頼した（添付された「布告」の内容は第159号のB部分⁵⁷⁾。

いっぽうパークスは、本国のクラレンドン外相宛1870. 5. 5付け外交書簡において、この会議所への民部省の返答が自分の誘導によるものであるとし、これが、政府による「アダムズ意見書」日本語訳の印刷とともに、日本政府の生糸改良の熱意を示すものであると高く評価した。また「布告」発布にも言及して、それが日本人による情報を付け加えたものであり、また農民による蚕糸試験の報告を求めているものであることを指摘しながら、アダムズ報告の提言を肯定的に政府が捉えたものであるとし、「この布告とアダムズ報告書はすでに広く蚕糸地域に配布され、政府は後者〔「アダムズ意見書」〕を多数私の手へ委ね、私は、横浜に来た日本人商に配布するためそのうち600部を会議所に渡したが、アダムズ書簡が前に書いているように、この布告の写しには製糸器械の購入のことが言及されているのがお分かりだろう」と記した。この書簡にもこの「布告」が添付されたがそれも第159号B部分である⁵⁸⁾。商業会議所の報告によれば1870. 7月末までに500部が日本人生糸商に配布された⁵⁹⁾。

1870. 6. 6付けクラレンドン外相宛書簡においてパークスは、1870年5月に行なった日光・浅間山地域への内地旅行の際に「蚕糸業に関するアダムズ報告とこの布告〔第159号〕」が通った蚕糸地域に広範に配布され生糸改良への相当な関心が喚起されているのを自ら確かめることができたという。同時にパークスは、農民が「もう一つの布告」(第160号)を所持していることを述べ、「日本生糸の改良について政府になされた提案がこのように真剣にかつ現実的に受け止められていると言うことができ満足である」it is satisfactory to observe that the suggestion made to the Government as to the improvement of the silk of their country should have re-

ceived such earnest and practical consideration. と記した⁶⁰⁾.

以上を簡単にまとめておこう。

民部省は明治3年1月に布告第33号を出し、すでにこの時点で蚕種鑑札制の実施を予定し、蚕種生産・販売者に製造・販売予定量を申告させることにしていた。前年のアダムズ第一報告書が主張した蚕種輸出過剰説を是認し、蚕種輸出量を政策的に削減する意図を有したのである。

ほぼ同時期に行なわれたアダムズ・伊達会談を経て、明治3年2月、民部省は布告159号を出した。それは、蚕種輸出過剰説を中心とし、これに日本側における蚕糸問題整理を加え、アダムズ第二報告書と同趣旨の蚕種蛆害説と器械製糸勸奨を紹介し、これらを現場で試験して報告することを求めたものであった。第159号布告の調査・報告に関する規定があいまいだったので、政府はさらに調査事項を明記した第160号布告を発した。

両布告は政府から蚕糸地域に配布されたが、さらに外国側を経由して「アダムズ意見書」の日本語訳が大量に配布された。それは、具体的には、日本政府→英国外交官→商業会議所→外商→売込商→産地商人（→生産者）というルートで配布された。

英国公使パークスは、以上のようなアダムズ調査・報告を軸とした日本政府への働きかけを主導し、その結果としての生糸改良に対する日本人の関心の高まりを高く評価したのであった。

三 蚕種規制政策と居留外商

1 蚕種鑑札制へのアダムズの対応

アダムズ第一・第二報告書と明治3年1～2月の蚕糸関係布告との関係について『外務省記録』が語ることは前節で述べた。これに続いて蚕糸関係資料として同資料が残すのは、アダムズ第二回内地調査・第三報告書や伊国人内地調査をめぐる交渉、および3年8月公布後の蚕種製造規則をめぐる交渉などである。煩瑣な事実確認に紙幅を費やして来たが、論点として重要なのは、明治3年初頭という蚕糸政策の原点というべき時点において、日本側（政府・横浜商人）と外国側（外交官・居留外商）との共同が具体的にどのようなものであったかである。

明治3年8月20日公布（第538号）の蚕種製造規則の要点は、蚕種を産地において改印する際に輸出用としての蚕種数量が明記された「鑑札」を交付し、輸出用蚕種の販売にこの「鑑札」の添付を義務付ける点にあった。それはまさに「蚕種生産者にたいする実に水ももらさぬ官僚的規制体系」（石井孝）によって蚕種輸出を制限することを企図したものであった。端的に言えば、英国を軸とする列強代表や横浜の居留外商が、この蚕種についての「官僚的規制体系」をどの程度是認したのか、が問われねばならない。

前述のように、明治3年1月には、蚕種輸出過剰が生糸粗悪化の主因であるという主張は、アダムズら英国外国官や商業会議所の公的な見解であり、主流派というべき外国勢は英国外交を通じて積極的に蚕種輸出過剰の是正策を日本政府に求めた。これに応じてとりあえず結実した政策が、強い官僚的規制策である蚕種製造規則であった。「鑑札へ紙数ヲ記シ相渡筈」とする同年1月13日の布告第33号は明らかに官僚的規制策を予告するものであり、この時点で民部省はこの方向に踏み出していた。蚕種輸出にのみ利害をもつ伊国の外交がこの布告に敏感に反応したのは当然であるが、伊国の行動は外国側の主流ではなかった。蚕種規制政策が生れる経緯について最

も反通説的な作業仮説は、「水ももらさぬ官僚的規制体系」そのものがアダムズらによって政府に提案された、という仮説である。以下、この点の検討を試みたい。

第一に、前述のように、第33号布告後、伊国ロベッキが外務省に抗議したが、同時にアダムズも行動を起している。

〔明治3年1月19日付け外務大輔寺島宗則宛てロベッキ書簡〕

…且当年輸出之蚕卵紙多寡取極別段目印付候一件ニ付政府より御下命有之候哉否御報知有之度…

〔下げ紙〕此目印付紙之触書ハ今日アダムスより民部卿殿へさし出問合せたり。依て民部省へ問合せすべし。○此書翰も写しを民部省へ廻すべし

〔明治3年2月5日付け民部省宛て外務省書簡〕

伊太利岡士より別紙写之通生糸并蚕卵紙輸出之記録差出候ニ付御廻申候。右ニ添候書簡中ニも目印付紙ヲ以種紙為拵候儀申越有之、アダムスより直ニ民部卿殿え御談判申上さし出候もと同様ニ存候。右は如何之訳ニ候や、至急御申越有之度…

これらの記述を素直に解釈すれば、第33号布告（「目印付紙之触書」）に接したアダムズは1月19日に民部卿とこの件について会談（「問合せ」「御談判」）し、その際に布告そのものか布告内容に関わる何かを提出（「さし出」）したと読める。伊国ロベッキが第33号布告から民部省の蚕種生産制限の匂いを嗅ぎ取り抗議したのは明らかだが、アダムズら英国側の抗議が伊国同様に強いものであったかどうかを判断できる材料は、『外務省記録』に見当たらない。さらに蚕種製造規則公布後の英国側の抗議行動を示す資料も見当たらない。

2 商業会議所の活動

より広く外国側（外交官・居留外商）の動きを検討して、この明治3年初頭の蚕糸政策の背景を再確認してみたい。

1870.3.10付で、英国横浜領事ラウダーは公使パークス宛に1869年の報告を行なったが、それは輸出生糸粗悪化の主因が蚕種輸出過剰にあることを主張するものであり⁶¹⁾、この報告を紹介した1870.4.9付けJWMは「…輸出については、蚕種の量が著しく減ったが、大きく惜しむべきことではない。杞憂は、生産者が高慢になり、この産業を度を越えて推し進め、蚕種を使い果たし、自分らと我々が必要とするだけの量の蚕種を同時に確保しようという熱意を失ったように思えることである。生糸の品質は急速に悪化…商業会議所はこの問題を取り上げ、政府に、生糸悪化の原因とそれを阻止するための方法を指摘する優れた書簡を政府に提出しようとしている。日本と欧州にとって最重要なこの問題に会議所は手一杯である…」と、蚕種輸出過剰説を是認した外商・外交の動きを報じた⁶²⁾。前年のアダムズ第一報告書が主張した蚕種輸出過剰説は外商の主流的見解となっていたのである。

この後1870年5～6月、「手一杯である」と報じられた商業会議所が正式に日本政府に勧告の書簡を送り、自らは第159号・160号布告をJWMを介して公表した。また政府で印刷された

「アダムズ意見書」日本語訳印刷物が英公使・商業会議所を経て配布されたことは前節で述べた。

JWM1870. 6. 11は「下問書」布告（第160号）の翻訳を掲げて、「政府に関して言えば、1870年1月29日の本誌に公刊したアダムズ報告の翻訳、1870年3月に公刊された布告〔第159号〕、および民部省からこの間出されて各地方に流布された添付文書〔第160号布告〕、を各生糸地域に配布した。…今日掲載する布告〔第160号布告〕は養蚕家からのすべてのテーマに関する情報を求め、特定の解答を必要とする多くの質問を掲げている。これらの文書はみな、この問題に与えつつある政府の注意がとて深く恒常的なものであることから生まれたものであり、今なされる努力はこの国と欧州に利益をもたらすであろう」と高い評価を民部省の政策に与えたが、蚕種鑑札制を予告した第33号布告には触れていない。この時点におけるこのようなJWMの姿勢はパークス公信にみられる英国外交の姿勢と同一である。ともかくも、布告は英国公使館（英文翻訳）→英国領事→商業会議所→JWMのルートで横浜の外商に周知せしめられていた。

明治3年6月にアダムズらの第二回内地調査旅行が日本政府の積極的支援によって実施された後、アダムズ第三報告書が作成されたが、その中でアダムズは、生糸荷結束紙の統一に中央政府が取り組むよう働きかけて欲しいとする前橋藩生糸改所関係者の言を伝え、「これは民部省が熟慮すべき問題だ」と記した。このアダムズ第三報告書を報じたJWM1870. 9. 10は「そこ〔前橋〕の商人は政府が熱心に結束紙の統一制度を、内外人両者の視点からも等しく望まれる規則を実施してくれることを熱望していた。前橋藩生糸改所は活動的でも効率的でもなかったが、さらに強力な管理が行なわれればより効果的になるように思える」と書いた。このように少なくとも藩など地方単位の生糸品質管理については、外国側の期待は小さくなかったのである。

3 外商活動に対するアダムズの危惧

1871年に入ると、外商たちは「最後の勧告」と自称する生糸改良勧告を行った。すなわち1871年4月14日と28日、商業会議所の一室で外国人生糸商の集会が行なわれ、生糸改良に関する内商への勧告書が決議され、これを受けて横浜売込商の積極的な行動が行なわれていく。この後の展開過程については別稿で述べたので省略するが、この会議において以下のような注目すべき対立が生じた。

すなわち14日にジャクモ Jaquemot, J. M. 起草の案をもとに勧告書案を熟議する委員会が作られ、委員会はジャクモ案を承認してこれを28日の集会に提出した。28日集会では結局、ジャクモ起草案が承認されて、会議所費用でこれを印刷して内商に配布することになる。

まず14日の会議の状況は、JWMが掲載した議事録からうかがうことができる。それによれば、ジャクモが勧告書案を朗読し、議長ファン・デル・タック Fan der Takがこの案を日本政府へ提出し、翻訳して日本生産者へ提示することを提案し、これへの賛成意見が出たあと、再度ジャクモが発言して以下のような議論があった。

ジャクモ「今まで日本人に生糸を改良させようとする試みが何度もなされたが無駄であった。価格がよかったので日本人は何も変えようとしなかった。今や生糸は粗悪化し価格がどんどん下がり、日本人は日本生糸の改良の必要に気づきつつある。蚕種の購入こそが生糸貿易に損害を与えてきた。それは生糸を駄目にしてきた、というのも、良い蚕種は全て仏・伊国人に買われ続け、今や悪い蚕種は全て生糸製造向けに使われている。生糸の品質は漸

次悪化してきたが、悪い生糸を売りに出す生糸生産者の過ちである。リオンでは今では日本生糸を3~8梱しか使わないが、10年前には300~800梱が使われていた。日本人への生糸改良の勧告をもう一度試みるべき時である。」

バーロウ Barlow 「もっと議論すべきだ。国籍別に委員を選ぶのではなく、生糸を熟知している者を委員にすべきだ。横浜には腐敗した購入制度があり、改善しなければならない。これが改善されたら、日本人は購入者が本気であると思うだろう。」

バーナード Barnard 「ジャクモ氏が作成した提案が日本人によって採用されたら、彼らは生糸価格の引き上げを口にするのではないか。」

ジツツェル Sitwell 「日本人は中国人が採用した方法を取り入れるべきだ。」

メリー Merry 「商業会議所が蚕種輸出の制限あるいは禁止を日本政府に提案することはできないのか」

ファン・デル・タック 「それは不可能だ」

ホワイト White 「われわれは蚕種輸出の弊害を指摘したいだけであり、輸出禁止は望まない。もし日本人がこの勧告を顧みないなら、われわれがやらせることはできない。」

ガイセンハイマー Geisenheimer 「日本人は蚕種輸出で大きな利益を得ており、この生産にリスクはないし、すぐ現金が入手できる。生糸を作るのと同じくらい多量の蚕種が欧州に供給されている。250万枚のうち100万が輸出され、欧州で消費されるが、これは日本にあつたらとても役立ち得るものだ。」

ジャクモ 「蚕種販売の制限は私の意図する所ではない。」

ファン・デル・タック 「最上の方策は日本人に問題を認識させることだ。」

この後、ガイセンハイマーがジャクモほか4人を委員とすることを提案し、委員が選挙され、委員会報告を基に次の集会を行なうことを取り決められて、この日の集会が終わるが、委員選挙に際し、ミルソム Milsom が委員一括の投票より一名ずつの投票がいいと発言している⁶³⁾。

次の28日の議事については、グラヴィエ Gravier がJWMに寄せた次のような投稿文が示唆に富む。

委員会報告が読まれ議長のファン・デル・タックが採決に掛けようとする時、ミルソムとデローロ Dell'Oro, Isidoro が勧告書案の逐条審議を要求した。これに対し委員の一人が立ち上がって案の一部分でも修正するなら、委員会は提出案を撤回すると言ひ、議長がこれを支持して採決が行なわれた結果、3票差で委員会提出案が可決された。私 (Gravier) は驚いたがこれが「英国流の紳士のやり方」と思ひ出し、ミルソム・デルオロが英語で述べたことが顧みられないならフランス語しかできない私が何を言っても無駄と思ひ発言を差し控えた。こう述べた後、グラヴィエは勧告書案の各条のうち賛成できない点として、①蚕種輸出の過剰が生糸を粗悪化しているとしたこと、②繭6~7粒付け以上の生糸を挽くのが望ましいとしたことを挙げ、各々について反対論を展開した。①についての彼の主張は、蚕種輸出過剰説を全く否定するものであったが⁶⁴⁾、その冒頭で次のような反語の表現を使っている。

蚕種輸出が日本生糸粗悪化の大きな原因だというのは真実であろうか。最初の集会の時に蚕種輸出の制限もしくは全面禁止を日本政府に提案するのは商業会議所の仕事の範囲内ではないかという質問が商業会議所の一員から出たが、こんな質問が出るほど大きな原因であろう

か⁶⁵⁾。

石井孝によって紹介された次のようなアダムズの言は、実は、この二つの集會に挟まれる1871年4月18日付けで彼が商業會議所宛てに出した報告の一節である。石井の訳出箇所の前に拙訳を補い、引用しておこう。

日本生糸の元の品質を回復するために日本政府に働きかける点については、貴所に敬意を表するものの、慎重に行うべきだと敢えて言います。たとえ部分的なものであれ、蚕種輸出を禁止するいかなる企ても、前述のように、問題外です。そして、糸の品質悪化、悪い繰糸法、その他何であれ、それに関わる現行の方式について不満が日本政府に伝えられ、日本政府がその改善策の実施を求められる時、次のような枠組み framing になる恐れが大きい。〔以下、石井訳〕十分な知識をもたない官憲が、多くのごみいった規定を作り、国内のすべての養蚕家に守らせることになるであろう。こうした規定は、もちろん両刀階級出身で技術を知らぬ、多数の下級官吏によって強行せねばならないであろう。そこで、彼らの農民にたいする処置において、はなはだ思慮分別がありそうにも思われぬ⁶⁶⁾。

あらためて確認すべきは、この文章は、直接的には外国人生糸商會議所を實質的に主催した商業會議所へ、間接的には外商一般へ英国外交の意思を伝えることが目的の文章であるということである。そしてそれは、商業會議所が蚕種輸出過剰説に立って政府に働きかける際、くれぐれも行き過ぎることのないようにと忠告している。具体的に言えば、「行き過ぎ」とは蚕種輸出禁止の政策を政府に求めることであった。このアダムズ書簡を掲載したJWMは、アダムズの趣旨を汲んで次のようなコメントを掲載している。

蚕種輸出が原因であるというアダムズの見解に大いに頷かせられたが、その矯正は完全に農民側の分別ある動機 motives の働きに任せるべきだ。高値の誘惑に負ける限り蚕種は流出し、生糸は劣等蚕種から作られるだろう。政府は干渉できないし、すべきではない。経済の自然の法則がこの産業の抑制をもたらすだろう。それを信じるべきである⁶⁷⁾。

以上、1871年4月(明治4年3月)の外商會議で生糸改良勸告書が決議される過程を見てきたが、判明したのは、蚕種輸出過剰問題に対して外国側の中に三つの異なる意見が存在していたことである。第一は、蚕種輸出過剰が生糸粗悪化の要因であることさえ認めない一派、上記ミルソム、デローロ、グラヴィエらであり、生糸輸出より蚕種輸出に重きを置く伊国商人を中心とする一派である。第二は、この対極に位置し、日本政府による蚕種輸出制限さえ否定しない一派であり、とりあえずメリー、ガイセンハイマーらが挙げられる⁶⁸⁾。資料上の表現は控えめであるが、第一および次の第三の一派の反応がその確たる存在を裏付けている。第三は、勸告書案を作成し集會を指導したジャクモや、英国公使館書記官アダムズである。彼らは蚕種輸出過剰説を主唱したが、この明治4年の時点には日本政府が蚕種規制を直接に行なうことには反対を表明せざるを得なかった。外交機関や商業會議所という公的立場からの配慮も小さくはなかったであろう。

おわりに

以上、明治政府の蚕糸政策について、その原点とも言うべき明治3年頃における日本側と外国側の関係について検討してきた。諸事実の確認によって冗長になったが、大きな論点に即してま

とめておきたい。

この頃、蚕種輸出過剰説が日本生糸粗悪化の最大の要因として外国側から提起された。日本政府もこれを積極的に受け止めて、蚕種規制策の実施に向けて動き始めた。蚕種輸出過剰説に立って政府に蚕種規制を求める動きが外商・列強代表の主流をなした。自ら蚕種輸出を行ない、蚕種輸出の利害関係が格段に大きい伊国の商人・外交官のみが、蚕種輸出過剰説を否定し、日本政府に対し外交的圧力をかけた。しかし、日本政府は主管たる民部省を中心にこれを拒絶した。

日本政府の蚕種規制政策は、器械製糸導入とともに列強が提起し、これに日本が積極的に応ずる形で開始された。通説批判としては、日本政府・売込商と列強代表・外商との協調的側面を重視する必要を指摘したい。この後明治6年までに展開された蚕糸政策において外商に対抗していく意図が全く見られない訳ではないが、内商・主流的外商の双方の利益になる生糸改良問題について両者の共同は小さくなかった。とりわけ、外国側の内部には、ガイセンハイマーを筆頭に、民部省や売込商による「官僚的蚕糸規制」を支持する一派も確実に存在したのである。

このような「行過ぎた」外商・日本政府・売込商組織の活動に対し、明治4年段階の列強代表は抑制の必要を認め始めていたが、生糸改会社が外交問題化するまでは、外商と政府・売込商の「蜜月」が続く⁶⁹⁾。生糸に関わる政策も含めて、初期の蚕糸規制策の第一義的意味はあくまで内商・外商双方を益する生糸品質の改良にあったのである。

「水ももらさぬ官僚的規制」以外に、果たして当時の蚕種輸出過剰による生糸粗悪化を防ぐ現実的方策があったであろうか。

【資料「明治三年一月アダムズ・伊達・澤対話書」】

明治三年正月八日同九日民部卿殿へ出ス

伊達民部卿澤外務卿於外務省養蚕一条ニ付英国人アダムス江対話書

正月十七日繭虫一条布告書之儀民部卿殿江達ス

卿	大丞	大録
大輔	准大丞	少録
	権大丞	御書翰掛
	少丞	
	権少丞	

一、養蚕一件

一、糸操_{ママ}機械

〔英〕昨年中御国養蚕場経歴いたし見分之上委細本国江も申遣候。爾来追々諸般開化ニ赴キ候ニ付、猶以御世話有之候ハ、貴国之御為とも相成候義ニ付、公使申付を受、其訳柄委細申上候。

〔日〕一昨日ハ糸操機械之事ニ付御来示ニ付、致承知候。此方数年来養蚕世話致し候もの有之、此後之為ニも相成候義ニ付、篤与承り度候。

〔英〕年来日本之仕来通りニ而者、御不益も不少事ニ付、追々発明之事御取用有之度事ニ御座候。

〔日〕承知いたし候。

〔英〕昨年経歴場所、上州前橋・信州上田・甲州府中等相廻り候処、夫々養ひ方等世話致し罷在候ニ付、其方法承り合ハ候処、種紙ニ可致蚕之内、繭辻仕上、其殻中ニ而蛆ニ化し蝶蛾を生せず腐食いたし候ものまゝ有之、右ニ付横浜在留外国人苦心いたし経験候処、蛆をバ殺さず、其まゝ取捨候故、其蛆遂ニ蠅ニ化候事ニ不心付、其蠅の種を伝播いたし候故、其翌年蚕の成長ニ従ひ大ニ蠅ニ被蝨毒種を胎蔵し其毒より蛆を生シ、害を生し候由、右伊太利人発明之もの有之、繭を截断相試候処、右之蠅之種類全ク右之蛆成長より生候もの之由、御国人仕来之通蠅を殺さず其儘いたし置候ハ、追々其蠅婦え可申、則損害之基ニ御座候。〔茲ニ至而焼酎漬之虫を出須〕。養蚕ニ式様有之、糸を取候もの、種を取候もの、有之候間、蛆とな里候方と見込候ハ、直ニ糸ニ取候方へまわし、其蛆を煎シ殺し候方の宜しく候。蚕ニ星点を生候。是ハ多分蠅之毒を喫し瘡を生候兆と相見申候。信州上田辺ニ而黒星之蚕切り験候処、百之内三四十程も虫有之、甲州府中ニ而者百之内五十六有之、武上甲州邊ニ而者百之内六七十有之、一昨年者一割五分坎ニ割程ニ候処、昨年ハ右之通相増申候。右之通蚕之病生し候間、御捨置相成候ハ、余程之御不益ニ立至り可申候。此程、書取を以さし上置候通、此一条明細ニ書頭し、御上木之上、夫々御布令有之候ハ、益養蚕相開ケ一層繁殖いたし可申候。

〔日〕右、百姓共江相分り候様書取、布告いたし、其場所云々之儀有之候趣をも認加候様、可致候。

〔英〕右、上木之上、政府より御布令有之、其摺もの御遣し相成候ハ、私方より英商人江相廻し可申、英商人より貴国横浜商人江相廻し候方可宜、且横浜在留商人与貴国商人与談判いたし候ハ、其事情速ニ貴国生産元へ貫通いたし可申、蛆之事者別而懇篤ニ御示教有之度事ニ候。〔茲ニ致而経歴場所図面開展、指示し、且前頭虫之災害員数等再三演説須〕

〔日〕此虫之研究ハ伊太利人ニ候哉。

〔英〕伊太利岡士ニ而養蚕場所夫是経歴之上経歴いたし候義ニ御座候。尤支那ニ而モ昨年中同様発明いたし候由ニ御座候。

〔日〕昨年之義者、不時全故、別而虫多く生し候もの、与相見候。

〔英〕上田者少く甲府ハ多し、上州ハ左程ニも無之、兎角湿地を嫌ひ候事与相見候。追々信州辺江相廻り候処、右地ニ而同行之仏国人自国養蚕之場所ニ似罷候旨、申聞候。只今申上候黒星之蚕ハ悉く殺し操〔繰〕糸之方へ相用、星無之分ハ種ニ遣ひ候方捨りニ相成不申候。

〔日〕彼是段々之注意、千万忝事ニ候。

〔英〕兼而申上置候糸操之器械之義、如何。

〔日〕右者試ニ小サキ器械を取建申度、其儀相叶可申哉。

〔英〕右器械之義者、養蚕場所其外共不可無ものニ付、早々御出来可然、一体貴国之糸征ハ世界第一等之品との評判ニハ候得共、好器械無之候故、自然外国品より劣り候様相成、残念之事ニ候。

〔日〕承知いたし候。ケ様之品与申事、衆人に示し度、廉価ニ而賤民ニも取廻し出来候品有之間敷哉。

〔英〕追而ハ盛大之局取設、諸方より其局へ持込候様為致候。右見本者横浜ニ有之候与存候。器械之義、只今迄御沙汰無之候故、多分ハ有之間敷、尤、御注文次第直ニ持越候様可仕候。横浜ニ者器械所持之もの有之候得共、運輸いたし候義も不相成、且商人故場所江も参り候義難相成候。唯今申上候蚕之虫、欧羅巴ニも多分有之、貴国ニ而も悉皆無之様相成候ハ、夥敷生産ニ而、随而器械も必要之品ニ奉存候。

〔日〕支那も同様ニ有之候哉。

〔英〕委細之義者存し不申候。

〔日〕器械之書籍所持いたし候。右之内、糸を取候図数枚有之、いつ連も必要之品ニ付、篤与勘考いたし可申候。

〔英〕今より三ヶ月も過候得者、追々養蚕之候ニ相成候間、早々御布告有之度、百姓者貴国も頑愚なるものニ御座候間、よくよく御示教有之度候。

〔日〕一通之布告而已ニ而者、行届申間敷候間、官員出役為致、所々説諭為致候方ニも可有之哉候存候。

〔英〕御布告書上木之上者、御廻し有之次第各港在留商人江遣し、商人より貴国商人江相廻候様仕度候。

〔日〕承知いたし候。早々取懸、上木出来之上差進可申候。

〔英〕器械之義者、余程大事之義ニ而、西洋人ならてハ遣ひ候事不相成候間、御勘考之上、公使江成共御沙汰可被下候。

〔日〕発明之一条、不図カ承知、祝着いたし候。

〔英〕横浜ニ而毎年養ひ候蚕有之、追々経験いたし候ハ、蛆もよく相分り可申候間、其砌猶可申上候。山まゆニも右之虫有之候。欧羅巴ニも前頭之次第申遣、三年世話いたし候ハ、大ニ生産も相増可申存候。前橋之役所江参り候処、生育方其外共彼是世話いたし候趣申聞候得共、其通ニも不相成様被存候。昨年之義者前年之半分も絹糸買入相成不申、且品物も不宜候間、呉々前文御布告之儀相願候義ニ御座候。

〔日〕御厚意承知いたし候。

〔畢〕

(井川注——原文では英国側発言を段下げで記しているものを、〔日〕〔英〕を挿入して表現した。

〔 〕も井川による)

注

- 1) 石井孝 [1961].
- 2) 明治初期の蚕糸政策に関する研究についてはそのように言える。
- 3) 石井寛治 [1989], 服部一馬 [1996], 今井幹夫 [2001] など。
- 4) 文献およびその略称については稿末リストを参照されたい。
- 5) 石井孝 [1961], 服部一馬 [1996].
- 6) 明治 3. 1. 7 付け外務大少丞あて英公使館シーボルト書簡 (「独仏英米雑件」)
- 7) より詳しくは井川克彦 [2004] ②参照。
- 8) “Report of the special comitte appointed to investigate the supposed frauds in silk worm’s eggs”, (MNT, 1869. 1. 14 総会の半年報告)
- 9) “Translation of a Report of a visit to the silk districts in the interior of Japan, kindly furnished to the Chamber by H. E. the Count de La Tour”, (MNT, 1869. 7. 21 総会の半年報告)
- 10) 石井孝 [1961], とくに服部一馬 [1996] が詳しい。
- 11) この点は明治 3 年後半のロベッキ内地旅行に関わる記録から明らかになる (「伊国雑件」)。また第二回アダムズ内地調査旅行には、政府が宇和島藩家老の息子松根権六を同行させたが、この松根は幕末以来アーネスト・サトウ Satow, Ernest の極めて親しい「遊び仲間」であった。萩原延寿 [2001]。松根の派遣についての JWM の評価につき井川克彦 [2004] ②
- 12) 「養蚕一条ニ付、英国人アタムス江対話書」(「独仏英米雑件」)。
- 13) この点は前年作成のデ・ラ・トゥールの内地調査報告書と同様である。
- 14) この他、周知の英国側からの器械製糸の勧奨に対して、日本側が小規模な器械製糸経営を考慮していること、英国側が前橋藩の生糸改所の限界を認識し指摘していること、などが注目されるが、ここでは指摘するにとどめたい。
- 15) 初期生糸改良に際して外商と売込商の共同を論じた井川克彦 [2004] ②を参照されたい。
- 16) これ以前の日英の蚕糸問題に関する交渉の過程について、少なくとも日本側の『外務省記録』『日本外交文書』は豊富な資料を残しているとは言えない。日英交渉よりは日伊交渉の記録が圧倒的に多い。
- 17) 明治 3 年 7 月 5 日付け英吉利・仏蘭西両公使宛て神奈川府知事東久世通禧書簡 (『日本外交文書』)。
- 18) 明治 3 年 11 月 10 日各国公使宛て外国官知事伊達宗城・同副知事東久世通禧書簡、同 11 月 16 日付け仏蘭西公使宛て外国官副知事小松帯刀書簡 (『日本外交文書』)。
- 19) 太田久好 [1892] 73～77 頁 [復刻版]。石井孝 [1963] 32 頁以下。
- 20) 『日本外交文書』および「伊国雑件」「独仏英米雑件」「取締雑件」の限りである。

- 21) 1869. 9. 12 付け澤外務卿宛て伊太利公使コンートデラツール書簡 (「伊国雑件」).
- 22) 明治3年9月8日付け外務省ママ大少丞宛て神奈川県外務大少丞書簡 (「伊国雑件」).
- 23) 明治3年9月付け伊太利公使宛て (外務) 大輔・卿書簡 (「伊国雑件」). 前注の神奈川県大少丞からの8日付け書簡に「伊公使へ、近頃横浜ニ而我商人公会を結び致貿易候者有之、右之中ニ加わり候者と約束いたし候ハ、各違約ニ相成候共其償は差出可申哉と存候云々ニ返書可差出事」という下げ紙が付されている.
- 24) 通商司政策では横浜為替会社・横浜通商会社の下に「商社」の名で位置付けられた.
- 25) アダムズ第一報告書は、同年中にまず商業会議所によって印刷され、のち外交文書の一部のいわゆるコマーシャルレポートとしてロンドンで印刷された (「英仏独米雑件」, CR).
- 26) 服部一馬 [1996], F. O. 46, MNT, 「独仏英米雑件」.
- 27) “Silk Culture in Japan” (Presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty, 1870, London) (MNT 所収). この第二報告書も「生糸品質悪化のもう一つの原因は、疑いなく、最上種の蚕種の膨大な輸出である」と断言している.
- 28) 以上「午正月十四日於当省寺島外務大輔伊太里岡士ロヘツキ与蚕卵紙ニ付応接書」(「伊国雑件」). ロベッキの肩書も後述の1870. 3. 3付け澤外務卿・寺島外務大輔宛てロベーチ書簡 (外務省による日本語訳文) による. 彼の肩書は明治3年秋の彼の内地旅行申請に際して問題化する.
- 29) 1870. 2. 19 付け外務大輔寺島宛てシ・ロベーチ書簡および1870. 2. 19 付け外務大輔寺島宛てシ・ロベーチ文書 [前書添付書の外務省回覧用翻訳] (「伊国雑件」).
- 30) 一程度の農民の経済合理的選択に加え、農村の商品経済化の急進があった. もっとも、表1に整理したように彼の計算においては正確なコスト計算は行なわれていない.
- 31) 表1のBおよび蚕種輸出が生糸生産にもたらした弊害については井川克彦 [2003].
- 32) 1870. 3. 3 付け澤外務卿・寺島外務大輔宛て伊太利コンシュル兼公使館事務取扱シ・ロベーチ書簡 (「伊国雑件」).
- 33) 明治3年2月18日付け伊太利コンシュル, シ・ロベーチ宛て (外務) 卿・大輔書簡 (「伊国雑件」).
- 34) 明治3年5月付け外民部省宛て外務省書簡, および「(正月十七日中村権大丞より受取) 正月十三月布告」(「伊国雑件」).
- 35) 『法令全書』第3巻 (原書房, 1974) 12頁.
- 36) 「午二月晦日於当省町田大丞伊太利岡士江対話置大意」(「伊国雑件」). この他、町田は「東京辺傍」の桑栽培奨励を質され肯定している.
- 37) 明治3年 (28日) 付け民部省宛て外務省書簡 (「伊国雑件」).
- 38) 明治3年4月22日付け外務省宛て民部省書簡 (「伊国雑件」).
- 39) 前注参照.
- 40) 『田島弥平家文書』(横浜開港資料館複製本). 裏表紙には「官板御用御書物所 東京通壺丁目須原屋茂兵衛, 同本町四丁目紀伊国屋源兵衛」とある. 田島弥平は後に養蚕大総代となる.
- 41) 「大蔵省沿革史」. ただし、第159号B部分に相当する文章の割注 (「西洋人の研究せし生蛆解説」の「別録」に「不録」と割注) から、第159号C部分の引用は故意に省略されたことが分かる.
- 42) 明治3年1月 (9日) 付け伊達民部卿宛て外務省書簡「独仏英米雑件」.
- 43) 1870. 1. 11 付け外務卿宛てアダムズ書簡 (原文書)「独仏英米雑件」.
- 44) 前注のアダムズ書簡には“The Undersigned has the honor to forward to Their Excellencies two copies of a first Report and six copies of a second Report by Mr. Adams Secretary to Her Britannic Majesty’s Legation on the Silk Culture of Japan.”とあり、「〔自〕英全権公使パークス〔至〕外務卿輔〔大意〕絹糸仕方ノ義ニ付アダムズ氏報告書送致〔別紙〕報告書八冊内七通不見」という編纂過程でのラベルが付されている. 「英仏独米雑件」の綴り込みの順は、前述の「対話書」(邦文), 英国議

会向けに刊行（1870年）された第一報告書（英文印刷物）と、これと形態の異なり小型の青鼠色の紙に片面印刷された第二報告書（英文）、アダムズ書簡（英文）、「不列顛国アダムス蚕ニ蛆ヲ生スル云々ノ見込書」、民部省あて外務省書簡（1月9日）、外務省あて民部省書簡（1月27日）となっている。また、横浜の英字紙JWMに第二報告書の連載が始まるのは、1870.1.29である。

- 45) 1月27日付け外務省宛て民部省書簡（「独仏英米雑件」）。同書簡は「…且民部卿儀明廿八日第二字於御省アダムスへ応接致候間、シーボルトより同人え通達候様御申通有之度」とも依頼している。
- 46) 2月23日付け外務省宛て民部省書簡、明治3年2月23日付け民部省宛て外務省書簡（「独仏英米雑件」）。
- 47) 明治3年2月24日付け外務省宛て民部省書簡（「独仏英米雑件」）。
- 48) 明治3年2月24日付け民部省宛て外務省書簡（「独仏英米雑件」）。
- 49) さらに煩雑なことに、この書簡と同日付で、結局民部省に出されなかった書簡の草稿と推測される資料が「英仏独米雑件」に綴りこまれている。以下の文面で別紙として、前記日英「対話書」の中の印刷・印刷物引渡しを英国側に約束した場面の記述が添付されている。〔明治3年2月24日外務省書簡乙〕「…則民部卿殿より内々柳原准大丞え御廻し之ニ冊披見いたし候処、別種にて養蚕試験方布告と申もの外ニ下問一冊等有之候。右御下問ハ全く余事ニ候得とも、養蚕試験御布告と申もの内地御布告とアダムスえ御送り之ものと同名異物にてハ最前之御約と齟齬いたし不都合欵と存候。則先日御廻し申候当正月八日民部卿殿当省にて応接之中右布告書之条、猶又書拔差出候間、御熟考有之度、依て最前御差越之御布告書五十ママ冊アダムスえ差廻すへき分ハ差向抑留いたし候也…」。
- 50) 2月25日付け外務省宛て民部省書簡（「独仏英米雑件」）。
- 51) 2月25日付け外務省宛て民部省書簡、2月25日付け民部省宛て外務省書簡（「独仏英米雑件」）。
- 52) 正確に言えば、「当年之生糸を見るニ」に相当する語句は「当年ハ格別前橋改糸ニハ」ないし「当年ノ生糸頗る汚れ…」である。他は全く同一の語句が第159号布告中の「蛆ノ説」「…製糸器械ヲ取寄スヘキ説」にある。前述「不列顛国…」(「英独仏米雑件」)の表現はやや異なる。
- 53) 前注参照。『田島弥平家文書』の第160号布告写本同様に、後者はA部分を欠いたか。
- 54) 2月28日付け外務省宛て民部省書簡（「独仏英米雑件」）。
- 55) 2月29日付け外務省宛て民部省書簡（「独仏英米雑件」）。
- 56) その他「付加して」指摘されているは、①提糸の細すぎることに、細糸は座繰では無理で器械を用いるべきこと、②繰糸の不注意、綾掛け用の糸振 Reglage が不規則な irregular こと、選別 sorting の重要性である。MNT（1870年上期報告の Correspondence 所収）。
- 57) 外国側が英訳として記録している布告の形態は、JWM, MNT, F. O. 46 所載のいずれの場合も第159号布告=B部分のみ、第160号=DE部分である。
- 58) F. O. 46, No. 125 (No. 72)。商業会議所報告1870年上期報告は、そのうち500部は受取り、すでに日本人生糸商に配布されたとしている。
- 59) MNT (前注)。
- 60) F. O. 46, No. 172 (No. 84)。
- 61) “It may here be remarked that Japan Silk appears to be gradually deteriorating in quality, and although this is doubtless owing in a measure to hasty and bad reeling, it is to be feared that it is not wholly unattributable to the large export of eggs”. CR393頁。
- 62) JWM 1870. 4. 9 (133p) “Yokohama Consular Trade Report”
- 63) これが容れられたかどうか明記していないが、反対意見があったとも記されていない。JWM1870. 4. 15 (189p) “The Silk Question”。
- 64) 輸出された蚕種の量を生糸に換算しても生糸輸出量の20分の1に過ぎず、優良蚕種が輸出されている訳でもないこと、過去4年度の生糸輸出量・輸出額も減っていないことなどが論拠として挙げられている。

る。

- 65) 以上, JWM1871.5.27 (281p) “Sericulture in Japan”.
- 66) JWM1871.4.22 (201p) “Report on the present condition of sericulture in Japan”, および石井孝 [1961] 75～76 頁. この文書は F. O. 46, No. 138 (No. 52, Encl) も所収.
- 67) JWM1871. 4. 22 (196p) “Sericulture in Japan”.
- 68) 外商類型としてのガイセンハイマーについては井川克彦 [2004] ②参照.
- 69) 井川克彦 [2004] ②参照.

文献

- 「伊国雑件」; 「伊太利国ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件」『外務省記録』3-5-2-3
「独仏英米雑件」; 「独仏英米其他諸国ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件」『外務省記録』3-5-2-5
「取締雑件」; 「蚕卵紙生糸取締関係雑件」; 『外務省記録』3-5-2-1
『日本外交文書』; 同第1～3巻 (外務省, 1954～1957)
「大蔵省沿革史」; 『明治前期財政経済史料集成 第三巻』明治文献資料刊行会, 1962)
JWM; “The Japan Weekly Mail” (横浜開港資料館蔵複製本)
CR; “Area Studies” Vol. 3-5 (“Embassy and consular commercial report”, Irish University Press, 1971)
MNT; “Minutes of the Half-yearly Meeting of the Yokohama Chamber of Commerce, 1868-1874” (横浜開港資料館蔵)
石井孝 [1961]; 「明治政府の蚕糸貿易規制」(『横浜市史』第三巻上, 横浜市)
石井孝 [1963]; 「貿易商の官僚専制への抵抗」(『横浜市史』第三巻下, 横浜市)
石井寛治 [1989]; 「蚕糸・織物業の発展」(『群馬県史』通史編第8巻, 第1章第1節)
服部一馬 [1996]; 「英公使館員アダムズの蚕糸業地域視察」(横浜開港資料館ほか編『横浜居留地と異文化交流』山川出版社).
今井幹夫 [2001]; 「明治初期における伊・仏国外交官による養蚕地帯の視察」(『ぐんま史料研究』第17号)
井川克彦 [2003]; 「ジャクモの日本蚕糸地方巡行」『日本女子大学紀要 文学部』第52号.
井川克彦 [2004] ②; 「初期生糸改良と居留外国商人」(活字化予定)
萩原延寿 [2001]; 『遠い崖』(全14巻, 朝日新聞社, 1998～2001)
太田久好 [1892]; 『横浜沿革誌』(1892, 復刻は石井光太郎校訂『横浜沿革誌』有隣堂, 1970)

〔付記〕

本稿をなすに当り, とりわけ伊藤久子・中武香奈美・斎藤多喜夫氏の御教示に負う所が大きかった. 記して謝意を表したい.